

# 令和6年度「(仮称)静岡県こども計画」策定に係るアンケート調査業務委託仕様書

## 1 業務の目的

「(仮称)静岡県こども計画」の策定にあたり、計画策定の背景となる少子化に関する県民意識や、子どもと家庭を取り巻く環境の実情を把握するため、県民を対象とするアンケート調査を実施する。

## 2 業務委託の期間

委託契約締結日から令和6年9月30日(月)まで

## 3 業務内容

### (1) 調査概要

#### ア 少子化対策に関する県民意識調査

目的	県民の結婚や子育てについての意識を把握するため
対象	県内在住の18～49歳までの男女
対象数	3,000人
抽出方法	無作為抽出(選挙人名簿から)
調査期間	令和6年6月～7月
調査方法	郵送及びオンライン(郵送物にWebフォームのQRコードを掲載)によるアンケート調査
調査事項	・少子化問題について ・仕事と子育ての両立について ・婚姻状況について ・子どもについて ・子育てについて
調査ボリューム	選択式30問、記述式1問程度

#### イ 子どもの生活アンケート(一部アの意識調査事項を含む)

目的	・県内の貧困の状況にある子どもや家庭の実態を把握するため ・県民の結婚や子育てについての意識を把握するため
対象	県内小学5年生、中学2年生、高校2年生、その保護者
対象数	・小学生2,500人、中学生2,500人、高校生2,500人(特別支援学校の児童・生徒を含む) ・調査対象児童・生徒の保護者7,500人
抽出方法	学校対象調査実施方法に倣い、学校経由で児童生徒に通知し、家庭(子どもと親)に任意回答で依頼する
調査期間	令和6年6月～7月
調査方法	オンライン(通知文にWebフォームのQRコードを掲載)によるアンケート調査 ※書面回答希望者に対しては学校経由で調査票を配布

調査事項	<b>【子ども】</b> ・健康について ・学校について ・普段感じていること ・少子化問題について ・将来の結婚や子育てについて	<b>【保護者】</b> ・経済状況 ・家族の状況 ・子育ての悩み ・少子化問題について ・婚姻状況について ・仕事と子育ての両立について
調査ボリューム	<b>【子ども】</b> 選択式 30 問、記述式 1 問程度	<b>【保護者】</b> 選択式 30 問、記述式 1 問程度

#### 4 事前準備

##### (1) 調査票の作成

- ・ア及びイの調査ともに、A4判普通紙・10ページ程度・両面印刷とする。
- ・調査票の表紙は、本調査への依頼状とする。
- ・調査票作成に当たっては、受託者は専門的な観点からレイアウト等を調整する。
- ・印刷前の段階で、調査票の見直し（内容の修正等）を行うことがある。

##### (2) Web 回答フォームの作成

- ・(1) で作成した調査票に基づき、ア及びイそれぞれの調査に対応する Web 回答フォームを作成する。
- ・作成に当たっては、受託者は専門的な観点からフォーム形式等を調整する。
- ・作成した回答フォームの QR コードを、アについては調査票、イについては学校経由で配布する通知文に反映する。

##### (3) 調査対象者の抽出

###### ア 少子化対策に関する県民意識調査

- ・調査対象：県内全 35 市町の 18 歳から 49 歳までの男女
- ・標本数：3,000 人
- ・抽出方法：無作為抽出（選挙人名簿を利用し、全市町から抽出）

###### イ 子どもの生活アンケート（一部アの意識調査事項を含む）

- ・調査対象：県内小学 5 年生、中学 2 年生、高校 2 年生、その保護者
- ・標本数：小学生 2,500 人、中学生 2,500 人、高校生 2,500 人（特別支援学校の児童・生徒を含む）とその保護者 7,500 人
- ・抽出方法：学校経由で調査票を配布し、任意回答を依頼（教育委員会において選定した学校に在籍する児童・生徒に対して依頼）

(4) 送付用封筒（ア 県民意識調査のみ）

- ・長型3号サイズとする。
- ・封筒は受託者が用意し、(3)アで抽出した調査対象者宛のラベルを作成して貼付する。

(5) 返信用封筒（ア 県民意識調査のみ）

- ・長型3号サイズとする。
- ・封筒は受託者が用意する。
- ・受託者は、料金受取人払の手続を行う。
- ・受託者は、宛名の「静岡県健康福祉部こども未来局こども未来課宛」、「料金受取人払」等の記載を行う。

(6) 督促状（兼礼状）（ア 県民意識調査のみ）

- ・郵便はがきと同程度の紙質・サイズのはがきとする。
- ・受託者は、表面に発信元、(3)アで抽出した調査対象者宛のラベルを作成して貼付し、裏面に内容を記載する。

## 5 調査の実施

### (1) 調査期間

- ・調査期間は、令和6年6月から7月までのうちの3週間程度とする。
- ・イの調査については、学校経由での調査実施に鑑み、夏季休暇前には調査期間を終了すること。

### (2) 調査方法

#### ア 少子化対策に関する県民意識調査

- ・本調査は、郵送によるアンケート調査とする。（郵送により対象者に通知し、Web回答フォームからの回答を基本として依頼するが、調査票による回答も可として依頼）
- ・調査票の送付及び督促状（兼礼状）の送付に係る郵送料については、委託費に含まれる。調査票による回答の場合の返送料については、委託費に含まない。
- ・受託者は、4(3)アで抽出した調査対象者に、4(1)及び(5)にて作成した調査票と返信用封筒を、4(4)にて作成した送付用封筒に封入して郵送する。
- ・受託者は、調査期間において相当の期間（おおむね調査期間の班分の日程を経過した日）経過後、4(6)にて作成した督促状（兼礼状）を調査対象者に送付する。

イ 子どもの生活アンケート（一部アの意識調査事項を含む）

- ・本調査は、学校経由で調査票を配布し、任意回答を依頼する調査とする（通知文で案内する Web 回答フォームからの回答を依頼）。
- ・通知に当たっては、ID 番号やパスワード等を付与した管理を行うこと。
- ・学校経由での依頼にあたり、教育委員会と事前の調整を行うこと。

ウ 調査票の回収・整理

- ・受託者は、調査対象者から返送された、調査票の封入された返信用封筒を静岡県健康福祉部こども未来局こども未来課へ出向き回収する。
- ・受託者は、回収した返信用封筒を開封し、調査票の整理（枚数の確認、ID 番号等を付与した管理等）を行う。
- ・Web 回答フォームからの回答分については、受託者が集計用データを取りまとめる。

6 データの入力・クリーニング及びローデータの作成と提出

(1) データの入力・クリーニング

- ・整理回収した調査票のデータ入力、Web 回答の入力とりまとめ及びデータのクリーニング（入力ミス、異常値等のチェック等）を行う。
- ・受託者は、データ入力の際には、ダブルパンチ（独立に 2 回入力して、両者が一致することをコンピューター上で照合して確認する）により行う。
- ・その他入力が困難な場合は、別途県と受託者が協議の上定める。
- ・また必要に応じて、データ入力状況（速報等）を委託者に提出するものとする。

7 データ集計・分析

- (1) 事前にデータの集計・分析について県と受託者で協議の上、定めた内容に従い、受託者は 5 (2) で作成したローデータについて、必要な集計・分析を行い、下記ア～エを作成する。

ア 単純集計結果表：エクセル形式とする

イ 表に対するコメント：ワード形式とする

ウ 追加集計結果表：県の指定する追加集計を行う

エ 図表：エクセル形式とする

- (2) 質問ごとの性別、年齢・学齢別、地域別の集計は全調査項目で必ず行う。

- (3) 必要項目において、性別、年齢・学齢別、地域別等のクロス集計等を行う。

- (4) 分析は県が指定する国における同種の調査結果及び過去調査結果との経年比較等を踏まえて作成する。

## 8 報告書等の作成

### (1) 報告書

- ・データ集計・分析結果等を取りまとめた報告書(A4普通紙両面)を2部作成する。
- ・報告書の構成は、目次、調査概要、調査結果概要、調査結果まとめ、経年・全国調査比較及び単純集計表・クロス集計表を基本とする。
- ・報告書の記載については、前回(令和元年度調査)の報告書を参考にすること。  
【静岡県少子化対策に関する県民意識調査結果(調査結果のポイント)】  
[https://www.pref.shizuoka.jp/res/projects/default\\_project/page/001/022/126/tyousakekka.pdf](https://www.pref.shizuoka.jp/res/projects/default_project/page/001/022/126/tyousakekka.pdf)
- 【静岡県子どもの生活アンケート調査報告書】  
[https://www.pref.shizuoka.jp/res/projects/default\\_project/page/001/022/246/kekka.pdf](https://www.pref.shizuoka.jp/res/projects/default_project/page/001/022/246/kekka.pdf)
- ・本文はワード形式、集計表はエクセル形式とする。
- ・受託者は令和6年8月9日(金)までに6で集計・分析した結果を県に提出すること。
- ・受託者は令和6年9月6日(金)までに報告書(案)を県に提出し、内容についての協議を開始すること。

### (2) データの記録媒体

- ・5(2)のローデータ及び7(1)の報告書原稿を保存したCD-R又はDVD-R等の電子記録媒体を1部提出する。

## 9 成果物の提出方法

- ・提出物 : 7の報告書及びデータ記録媒体
- ・提出期限 : 令和6年9月30日(月)
- ・提出先 : 静岡県健康福祉部こども未来局こども未来課

## 10 その他

- ・調査結果の分析・集計について、追加調査を依頼した場合、可能な限り対応すること。
- ・本仕様書に記載されていない事項又は疑義が生じた場合は、県と受託者の協議の上決定する。